

別紙

諮問第1279号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都知事（○）○○ ○○株式会社 宅建業免許申請書一式（履歴事項証明書は除く）」の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が平成31年2月21日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件一部開示決定は妥当である。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和元年5月13日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年8月1日に実施機関から理由説明書を收受し、令和3年2月18日（第215回第一部会）において審議を行った。

（2）審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

ア 本件対象公文書及び非開示部分について

実施機関は、本件開示請求に対し、〇〇株式会社（免許証番号：東京都知事（〇）第〇〇号）に係る平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者免許申請書（以下「対象文書1」という。）及び平成〇年〇月〇日受付第〇〇号の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書（以下「対象文書2」という。）を本件対象公文書として特定し、このうち別表に掲げる各非開示部分は、いずれも印影であることから、条例7条4号に該当することを理由として、当該部分を非開示とする一部開示決定を行った。

審査請求人は、別表に掲げる各非開示部分のうち、非開示部分4について、裁判所に提出する目的があるとして、実施機関が当該部分を非開示としたことを不服とし、本件審査請求を行った。

イ 本件審査請求に係る条例7条4号該当性について

審査会が見分したところ、本件対象公文書における印影は、その内容から、公にすることにより偽造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防その他の公共安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあると実施機関が認めることにつき相当の理由がある情報であることから、条例7条4号に該当するため、別表に掲げる他の非開示部分と同様、非開示部分4についても非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書において、当該情報の使用目的について種々の主張を行っているが、いずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申に関与した委員の氏名）

樋渡 利秋、安藤 広人、塩入 みほも、寺田 麻佑

別表

対象文書		非開示部分	
1	免許申請書	1	代表法人の印影
	委任状	2	代表取締役の印影
	略歴書	3	代表取締役の印影
		4	専任の宅地建物取引士の印影
	専任の宅地建物取引士設置証明書	5	代表取締役の印影
	誓約書	6	代表取締役の印影
	事務所を使用する権原に関する書面	7	代表取締役の印影
2	宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書	8	代表法人の印影
	略歴書	9	専任の宅地建物取引士の印影
	専任の宅地建物取引士設置証明書	10	代表取締役の印影
	委任状	11	代表取締役の印影